

発議第13号

千葉市職員の平等な任用機会を確保し成年被後見人及び被保佐人の自立と社会参加を促進する条例の制定について

千葉市職員の平等な任用機会を確保し成年被後見人及び被保佐人の自立と社会参加を促進する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年9月5日提出

提出者	千葉市議会議員	吉田 直義
〃	〃	椛澤 洋平
〃	〃	佐々木友樹
〃	〃	盛田 眞弓
〃	〃	中村 公江
〃	〃	福永 洋
〃	〃	野本 信正

千葉県条例第 号

千葉県職員の平等な任用機会を確保し成年被後見人及び被保佐人の自立と社会参加を促進する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、成年被後見人及び被保佐人の自立と社会参加の促進を図るため、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）に基づき、千葉県職員の任用基準を定めるものとする。

(職員となる機会)

第2条 任命権者は、法第16条第1号に該当する者を職員として採用することができる。

(職員としての地位)

第3条 職員が法第16条第1号に該当するに至った場合であっても、当該職員は失職しないものとする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

成年被後見人及び被保佐人の自立と社会参加の促進を図るため、職員の任用基準を定める条例を制定しようとするものであります。